照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年厚生労働省告示第七号)【労金告示】 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に

改正案	現行
(定義)	(定義)
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各
号に定めるところによる。	号に定めるところによる。
	一~六 (略)
七 金融機関 次に掲げる者をいう。	七 金融機関 次に掲げる者をいう。
イ~ホ (略)	イ~ホ (略)
(削る)	へ一商工組合中央金庫
八~三十四 (略)	八~三十四 (略)
三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポー	三十五 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポー
ジャーをいう。	ジャーをいう。
イ・ロ(略)	イ・ロ(略)
八 地方公営企業等金融機構向けエクスポージャー	(新設)
ニータリ (略)	ハ〜チ (略)
三十六~七十七 (略)	三十六~七十七 (略)
(連結の範囲)	(連結の範囲)
第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものと	第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものと
する。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表	する。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表
の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第	の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第
二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。) に準じて作成するこ	二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。) に準じて作成するこ

規定を適用しないものとする。融子会社」という。) については、連結財務諸表規則第五条第二項の社をいう。)としている場合の当該子会社(第六条第一項において、金第八号に掲げる会社を子会社 (法第三十二条第五項に規定する子会第三号又は法第五十八条の五第一項第一号から第六号まで若しくはととする。 ただし、金庫が法第五十八条の三第一項第一号若しくは

## 2 (略)

## (基本的項目)

第四条 次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除 をいうものとする。)、 限る。以下同じ。) の合計額が負の値であるときにおける当該合計額 損益 ( 同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価され っては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ 資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。)を適用する場合にあ 係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純 いう。ただし、繰延ヘッジ会計 (時価評価されているヘッジ手段に 評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金を 務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券 び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損 (連結財 余金の配当の予定額をいう。以下同じ。) 並びに次条第一項第三号及 的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額( 剰 人等の少数株主持分 (当該連結子法人等が株主資本に計上している ているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定 (非累積 為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法

規定を適用しないものとする。融子会社」という。)については、連結財務諸表規則第五条第二項のをいう。)としている場合の当該子会社(第六条第一項において「金八号に掲げる会社を子会社(法第三十四条第五項に規定する子会社三号又は法第五十八条の五第一項第一号から第六号まで若しくは第ととする。ただし、金庫が法第五十八条の三第一項第一号若しくは

## (略)

2

## .

(基本的項目)

第四条 項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計 数株主持分 (当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一 のとする。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少 下同じ。)の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうも の他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。 条第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているそ 同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益 又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部 だし、繰延ヘッジ会計(時価評価されているヘッジ手段に係る損益 金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。た 諸表規則第四十三条の二第一号に規定するその他有価証券評価差額 第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損 ( 連結財務 金の配当の予定額をいう。以下同じ。) 並びに次条第一項第三号及び 的優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額 に繰り延べる方法をいう。以下同じ。)を適用する場合にあっては、 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定 (非累積 (剰余

2 2 2 第十三条 第三十一条の二 ャーのリスク・ウェイトは、 ーセントとする。 ジャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、 額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。 が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。)の合計 に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額 をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、 券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金 号及び第五号に掲げるものを除く。) 及びその他有価証券評価差損 累積的永久優先出資を含み、 く。) の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。 トリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、 一 分 五 (財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証 (基本的項目 \_ 5 五 ( 地方公営企業等金融機構向けエクスポージャー ) 前項の場合を除き、 (略) (略) 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非 一項各号の表の左欄に定めるものとする。 (略) (略) 地方公営企業等金融機構向けの円建てのエクスポー 地方公営企業等金融機構向けのエクスポージ 外部流出予定額並びに次条第一項第三 日本国政府に付与された格付又はカン 第三十 同号 ナ パ (新設) 2 第十三条 2 一 分 五 ら次の各号に掲げる額を控除したものとする の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。)の合計額か 定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負 う。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、 差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をい 号及び第五号に掲げるものを除く。) 及びその他有価証券評価差損 累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三 — 分 五 額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。 (財務諸表等規則第六十七条第一号に規定するその他有価証券評価 (基本的項目 (略) (略) 第十一条の算式において基本的項目の額は、 (略) (略)

同号に規

会員勘定

(非

2 第四十条 第三十二条 二 政府が出資している法人 (株式会社を除く。)で、かつ、法律 ェイトは、十パーセントとする。 次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。) 向けの円建 法人(業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。)であって、 兀 てのエクスポージャー のうち円建てで調達されたもののリスク・ウ ( 我が国の政府関係機関向けエクスポージャー ) (抵当権付住宅ローン) 法人 (略) 当該法人の決算報告書を国会に提出しなければならない法人 認を含む。 臣の認可を受けなければならない法人 算について、国会の議決を得、又は主務大臣の認可を受け、及び て同じ。) で、 の議決 (承認を含む。次号において同じ。)を得、又は主務大臣 の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、 により、当該法人の債券及び借入金の償還計画について、 (内閣総理大臣を含む。 政府が過半を出資している法人(株式会社に限る。 政府が過半を出資している法人 (株式会社を除く。) 政府が過半を出資している法人で、 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、住宅ローン | 第四十条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、住宅ローン 我が国の政府関係機関 (特別の法律に基づき設立された 以下この項において同じ。) を受けなければならない かつ、法律の定めるところにより、 以下この項において同じ。)の認可(承 法律の定めるところ 当該法人の予 次号におい 主務大 国会 2 第三十二条 二 政府が出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより。 ののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。 じ。)向けの円建てのエクスポージャー のうち円建てで調達されたも く。) であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同 法人 ( 株式会社及び業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除 (新設) (新設) ( 我が国の政府関係機関向けエクスポージャー ) (抵当権付住宅ローン) む。) を受けなければならない法人 を得、又は主務大臣(内閣総理大臣を含む。)の認可(承認を含 当該法人の予算及び決算について、国会の議決 (承認を含む。) (略) 政府が過半を出資している法人 我が国の政府関係機関(特別の法律に基づき設立された

のリスク・ウェイトは、三十五パーセントとする。ーンに係るエクスポージャー(以下「抵当権付住宅ローン」という。)宅の建設、取得又は増改築に限定されている場合には、当該住宅口が次に掲げる要件のすべてを満たし、かつ、その資金使途が当該住

一 抵当権が次のイ及び口の条件を満たしていること。

イ (略)

関する抵当権が次順位であるときは、この限りでない。いる場合であって、担保余力があり、かつ、当該住宅ローンに融支援機構その他の公的機関が第一順位の抵当権を設定して口 抵当権が第一順位であること。ただし、独立行政法人住宅金

二·三 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

るものとする。 第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げ

|〜三 (略)

| 八までのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するもの四|| 適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のイから

を除く。

区分が1~4以上であるもので、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク等金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であっイ(中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公営企業

口・八 (略)

五 七

(略)

一 抵当権が次のイ及び口の条件を満たしていること。という。) のリスク・ウェイトは、三十五パーセントとする。住宅ローンに係るエクスポージャー (以下「抵当権付住宅ローン」当該住宅の建設、取得又は増改築に限定されている場合には、当該が次の各号に掲げる要件のすべてを満たし、かつ、その資金使途が

1 (略)

位であるときは、この限りでない。担保余力があり、かつ、当該住宅ローンに関する抵当権が次順の公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であって、抵当権が第一順位であること。ただし、住宅金融公庫その他

二·三 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

に掲げるものとする。 第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号

|〜三 (略)

かに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。 四 適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のいずれ

された格付に対応する信用リスク区分が1~4以上であるもの関係機関が発行した債券であって、適格格付機関により付与イ(中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体及び我が国の政

口・八 (略)

五~七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 各号に定めるものとする。 るボラティリティ調整率は、 以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用い 整率を計算する際に、 う。以下同じ。) を行っており、かつ、保有期間 (ボラティリティ調 変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをい 営業日の時価評価又は担保額調整 ( エクスポージャー と担保の価格 いる場合において、 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用 包括的手法の計算の対象とする取引について毎 当該資産を保有すると仮定する期間をいう。 次の各号に掲げる場合において、当該

付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じ て、次の表に定めるボラティリティ調整率 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に

(表略)

(注) をいう。以下この節において同じ。)、我が国の地方公共団体、 零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行 際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び 地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、 中央銀行、 玉

(略) (略)

2

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第七十六条 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 各号に定めるものとする。 るボラティリティ調整率は、 以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用い 整率を計算する際に、 う。以下同じ。) を行っており、かつ、保有期間 (ボラティリティ調 変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをい 営業日の時価評価又は担保額調整 ( エクスポージャーと担保の価格 いる場合において、 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用 包括的手法の計算の対象とする取引について毎 当該資産を保有すると仮定する期間をいう。 次の各号に掲げる場合において、当該

付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じ て、次の表に定めるボラティリティ調整率 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に

(表略)

(注) 際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、 及び我が国の政府関係機関をいう。 をいう。以下この節において同じ。)、我が国の地方公共団体 零パー セントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行 特定の発行体とは、中央政府等(中央政府、 欧州共同体及び 中央銀行、 玉

(略) (略)

2

( ボラティリティ調整率の適用除外)

第七十六条 (略)

一 中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門

**二** 一 六 (略)

( 保証人及びプロテクション提供者の適格性)

ョン提供者は、次に掲げるものでなければならない。
ブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクシ第九十七条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティ|※

門、国際開発銀行及び第三十四条又は第三十五条に掲げる主体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等一被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが

(計算方法)

二 (略)

ト・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用金庫の子・ウェイトを適用することができる。ただし、第二十七条第二項、第三十一条の二第一項、第三十二条第一項及びの手法採用金庫は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分(第九十六条に該当する場合はの手法採用金庫は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプ第九十八条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準に

一 中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関及2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

び外国の中央政府以外の公共部門

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

ョン提供者は、次に掲げるものでなければならない。 ブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクシ第九十七条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティ

十四条又は第三十五条に掲げる主体係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第三適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関ー被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが

二 (略)

(計算方法)

てであり、かつ、当該標準的手法採用金庫の保有するエクスポージ的手法採用金庫は、エクスポージを第二十九条第一項、第三十二条第一項である。ただし、第二十七条第二項、スク・ウェイトを適用することができる。ただし、第二十七条第二項、スク・ウェイトを適用することができる。ただし、第二十七条第二項、の手法採用金庫は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分(第九十六条に該当する場合はの手法採用金庫は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプ第九十八条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準

3 • 第百二十九条 (略) 四 に限り適用できるものとする。 の保有するエクスポージャー が円建てで調達されたものである場合 五一九 (略) |〜三 (略) 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。 (ダブル・デフォルト効果の取扱い) 口~ ホ (略) イ 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条第二項及び第三 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。 十一条の二から第三十五条までに掲げる主体 (略) 3 • 2 第百二十九条 (略) する。 ャー が円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものと **季九** (略) 四 |〜三 (略) (ダブル・デフォルト効果の取扱い) 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。 口~ ホ (略) イ 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条第二項及び第三 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。 十二条から第三十五条までに掲げる主体 (略)